

学籍番号

大学院生（日本人・私費外国人留学生）および  
2019年度以前入学の学部学生（私費外国人留学生） 用

## 後期分授業料免除申請確認書

香川大学長 殿

西暦 年 月 日

私は、下記の内容を確認し、2024(令和6)年度後期分授業料免除を希望いたします。

申請者	所属	学部	学科 課程	年次
		研究科	専攻	年次
	氏名	(申請者本人が署名)		
	現住所	〒( ) ( ) ( )	TEL.( ) ( ) ( )	-

2024年4月2日以降の家庭状況について、2024年度前期分の申請内容から

 変更事由はありません。 変更事由があります ⇒ 「様式0 変更事由申立書」及び関係書類を提出します。

(※様式0 変更事由申立書 はホームページに掲載しています。)

## 【変更事由例】

## 世帯状況の変更

- 申請者（又は配偶者）が給付型奨学金（日本学生支援機構以外）の受給を開始・終了した（前期申請時に未提出の給付型奨学金の採用通知が届いた場合も含む）
- 世帯の構成員に増減があった
- 世帯の構成員が新たに障害者認定・取り消しを受けた
- 申請者又は、学資負担者が風水害の被害を受けた
- 学資負担者の単身赴任の開始・終了があった
- 通学区分の変更があった（兄弟姉妹を含む）
- 就学者の増減があった
- 長期療養者（介護認定者）の直近1年間の療養費自己負担額から10万円未満を切り捨てた金額に変更がある。又は、長期療養を終えた
- 独立生計者となった、独立生計者ではなくなった

## 学資負担者（独立生計者・留学生の場合は申請者および配偶者）の収入状況の変更

- 就職・転職・退職した（給与の増減の場合は変更事由になりません）
- 雇用形態が変わった（パートから正社員に変更等）
- 事業所得、不動産所得、農業所得、雑所得を得る事業を開始・終了した
- 年金、恩給の受給を開始・終了した
- 雇用保険（失業給付）、傷病手当金の受給を開始・終了した
- 児童扶養手当の受給を開始・終了した
- 生活保護の認定を受けた・取り消しになった
- 親戚・知人からの援助が開始・終了した

## その他

- 令和6年（2024）年10月1日付けで最短修業年限を超過する
- 申請の取り下げ（後期は申請しない）⇒学生生活支援課へご連絡ください。

# 記入要領

学籍番号

大学院生（日本人・私費外国人留学生）および  
2019年度以前入学の学部学生（私費外国人留学生） 用

## 後期分授業料免除申請確認書

香川大学長 殿

西暦 年 月 日

提出日を記入する。

私は、下記の内容を確認し、2024(令和6)年度後期分授業料免除を希望いたします。

申請書は

①大学院生（日本人・私費外国人留学生）および  
2019年度以前入学の学部学生（私費外国人留学生）用

申請者	氏名	研究科	専攻	年次
		専攻	年次	年次
	(申請者本人が署名)			
	〒( ) ( ) ( )	TEL.( ) ( ) ( )		

申請者本人が自筆で署名する。

住所は住民票の住所ではなく、実際に居住する現住所を記入する。

2024年4月2日以降の家庭状況について、2024年4月2日現在

変更事由はありません。

変更事由があります ⇒ 「様式0 変更事由申立書」及び関係書類を提出します。

(※様式0 変更事由申立書 はホームページに掲載しています。)

### 【変更事由例】

#### 世帯状況の変更

- 申請者（又は配偶者）が給付型奨学金（日本学生支援機構以外）の受給を開始・終了した（前期申請時に未提出の給付型奨学金の採用通知が届いた場合も含む）
- 世帯の構成員に増減があった
- 世帯の構成員が新たに障害者認定・取り消しを受けた
- 申請者又は、学資負担者が風水害の被害を受けた
- 学資負担者の単身赴任の開始・終了があった
- 通学区分の変更があった（兄弟姉妹を含む）
- 就学者の増減があった
- 長期療養者（介護認定者）の直近1年間の療養費自己負担額から10万円未満を切り捨てた金額に変更がある。又は、長期療養を終えた
- 独立生計者となった、独立生計者でなくなった

#### 学資負担者（独立生計者・留学生の場合は申請者および配偶者）の収入状況の変更

- 就職・転職・退職した（給与の増減の場合は変更事由になりません）
- 雇用形態が変わった（パートから正社員に変更等）
- 事業所得、不動産所得、農業所得、雑所得を得る事業を開始・終了した
- 年金、恩給の受給を開始・終了した
- 雇用保険（失業給付）、傷病手当金の受給を開始・終了した
- 児童扶養手当の受給を開始・終了した
- 生活保護の認定を受けた・取り消しになった
- 親戚・知人からの援助が開始・終了した

#### その他

- 令和6年（2024）年10月1日付けで最短修業年限を超過する
- 申請の取り下げ（後期は申請しない）⇒ 学生生活支援課へご連絡ください。